

運営事業者について

運営会社	株式会社MIRATZ
本社	埼玉県川口市川口 6-3-14 3階 TEL 048-299-8735 FAX 048-299-8739
代表取締役	岩田 陽介
事業概要	保育所の運営（認可保育所、小規模保育園等）

保育園の概要

名称	ミラツツ川口保育園	開園年月日	2022年4月1日
住所	〒332-0015 埼玉県川口市川口6丁目3番14号 1階		
電話・FAX	電話 048-299-7107 FAX 048-299-7151		
園長	朝日 美栄		
取扱う保育事業	延長保育（土曜日を除く）		
受入定員	94名（0歳児10名）（1歳児15名）（2歳児15名）（3歳児18名） （4歳児18名）（5歳児 18名）		
開園時間	月～金：7:00～19:00 土：7:00～18:00		
休園日	日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日まで）		

施設の概要

建物構造	鉄筋コンクリート造3階建て（屋上園庭有）		
延床面積	総面積1011.14m ²		
	園児使用面積	屋上	m ²
	1階		2階
O,1,2歳児室	140.42 m ²	3,4,5歳児室	154.79 m ²
調乳室	3.20 m ²	幼児トイレ①	5.50 m ²
木浴室	3.90 m ²	幼児トイレ②	14.10 m ²
調理室	18.60 m ²	洗面室	8.70 m ²
調理前室	3.60 m ²	多目的トイレ	7.80 m ²
乳児用トイレ	5.50 m ²	事務室	25.00 m ²
多目的トイレ	7.80 m ²	医務コーナー (事務室内)	2.20 m ²
1F事務室	5.91 m ²		

職員の職種、員数及び職務の内容

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例に規定する職員配置に基づき、児童数に応じた職員数を配置します。なお、開所時間には必ず2名以上の保育士を配置し保育にあたります。

運営方針・保育理念・保育目標・保育方針

株式会社 MIRATZ 運営方針

- ① 働く女性をサポートし、子どもがいても安心して働く社会つくりに寄与する価値ある組織を創造する
- ② 未来を担う子供たちのために「A to Z（＝何から何まで）お任せいただける組織を創造する
- ③ 地域の子育て家庭をサポートするために有益な情報交流発信の役割を担う組織を創造する

株式会社 MIRATZ 保育理念

- ・未来の希望に向かって発展・途上する明るい元気な子どもを育む
- ・心豊かな工場環境と優しい地域社会に生き生きと共生する子どもを育む
- ・みんなを親しみ愛し、太陽のように温かい心を持った子どもを育む

ミラツツ川口保育園保育方針

1. 人や動物を思いやることのできる優しい子を育てる
2. 物を大切にすること、感謝の気持ちが持てる子を育てる
3. 意欲をたいせつに最後までやり抜く子を育てる

年齢別保育目標

0歳児 さくらんぼ	<ul style="list-style-type: none">・ひとりひとりの発達にあわせて生活のリズムを整える。・生理的な欲求を満たして心地よく生活する。・音、形、色、手触りなどを様々な経験を通して感覚を豊かにする。
1歳児 いちご	<ul style="list-style-type: none">・活動しやすい安全な環境の中で身体を自由に動かせるようにする。・保育士との信頼関係を築き精神面でも安定した生活リズムを整える。・遊びを通して好奇心を養う。
2歳児 ぶどう	<ul style="list-style-type: none">・保育士や友だちとの関わりを楽しめるようにする。・身の回りのことを自分でしようとする気持ちを育てる。・走る、飛ぶなどの運動を楽しむ
3歳児 ばなな	<ul style="list-style-type: none">・基本的生活習慣が身に付き自分で考えて行動できるようにする。・自分の好きな遊びを見つけて参加できるようにする。・言葉を使って自分の思いを伝えるようにする。
4歳児 もも	<ul style="list-style-type: none">・基本的な生活習慣を身につける。・友達とのやり取りを楽しみ関係が深まるようにしていく。・ルールを覚えて遊ぶようになる。
5歳児 めろん	<ul style="list-style-type: none">・自分の思いを様々な方法で表現できるようにする。・コミュニケーション能力を育み協調性を養う。・就学準備に向けて身の回りのことをしっかりとこなすようになる。

月極保育のご案内

- 1、対象
- ・生後8週過ぎ～就学前までのお子さま
 - ・就労や介護等、家庭において保育が困難（必要）である方で、
 - ・川口市の支給認定決定通知書の交付を受けている方。

2、ご利用について

(1) 開始及び終了：

- ・当園の利用は、市町村から特定教育・保育の実施について委託を受けたときに、開始するものとします。
- ・登園の利用は、利用する子どもが小学校に就学するとき、利用する子どもの保護者が児童福祉法その他の関係法令に定める保育を必要とする要件に該当しなくなったとき、又は、その他利用の継続について重大な支障もしくは困難が生じたときに、終了するものとします。

入園の手続きについては

「川口市子ども部保育幼稚園課 入所担当」にて行います。

※当園での手続きは行えませんのでご了承下さい。

*入園後の様々な変更の際も直接川口市子ども部保育幼稚園課入所係へお願ひいたします。
(保育時間 転職 住所変更など)

〒332-8601

川口市中青木1-5-1 川口市役所第二庁舎3階

TEL 048-259-9043

(2) 保育時間：利用できる時間帯

※「保育標準時間」、「保育短時間」のどちらかの区分で認定されているかによって、利用できる時間帯が異なります。

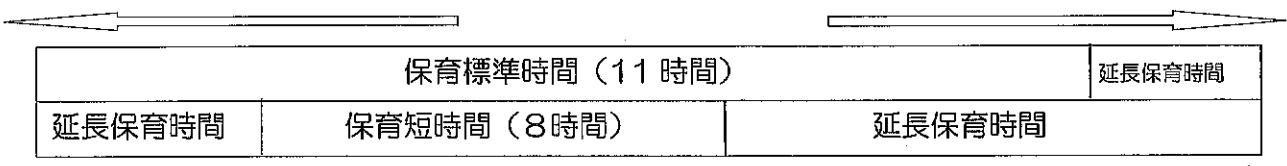
■保育標準時間認定(11時間)

時 間(月～金)	7:00～18:00
延長時間(月～金)	朝) 無
	夕) 月～金 18:01～19:00

■保育短時間認定(8時間)

時 間(月～金)	8:30～16:30
延長時間(月～金)	朝) 月～金 7:00～8:29
	夕) 月～金 16:31～19:00

7:00 8:30 16:30 18:00 19:00



3、保育利用について

保育を必要とする状態であること、就労においては市に申請され決定となった標準、短時間の範囲以内で勤務時間と通勤時間利用となっております。また、保護者の方のお仕事がお休みの場合は家庭での保育をお願い致します。特別な事由が発生した際はご相談ください。(お受けできないこともあります)

4、保護者負担金について

保育料以外のその他保護者負担金として、給食主食代（3才児以上）1500円/月、給食副食費（3才児以上）4500円/月、延長保育料 教材費（学年毎金額相違あり）

布団消毒乾燥料 月額2回600円 おむつ処理料 0～2歳

*ご負担金の内容、集金の詳細は別紙にてお知らせいたします。

5、延長保育利用について

(1) 利用要件

- ・延長保育時間帯に保育が必要であることを利用要件とします。
- ・保護者の方どちらかのお仕事がお休みの場合は、原則として利用する事はできません。

(2) 申込み方法

- ・延長保育を利用する方は、事前に当保育園にお申込みください。
- ・お申込みは、「時間延長サービス利用申込書」を、利用開始月の前月までに園に提出して下さい。※原則事前申請です。シフト制の方シフト表を合わせて毎月提出をお願いいたします。
- ・延長保育の利用を変更・解除したい場合は「時間延長サービス利用（変更・解除）届出書」を、変更・解除する月の前月までに園に提出して下さい。※原則事前申請です。
- ・当日急な残業が発生した等やむを得ない場合も延長保育を利用することができます。この場合は、延長保育が必要となった時点ですぐに園へご連絡下さい。（最終受付は17時。17時以降の連絡の場合は保育士の配置上お引き受け出来ない場合がありますのでご了承ください）

(3) 利用にあたっての注意

- ・交通機関をご利用の場合の電車遅延等についても延長料金が発生いたします。

(4) 利用料について

- ・延長保育を利用する場合は、別途延長保育料をご負担いただきます。

【利用料】

■1回/30分 500円（スポット利用）

■月極 予めお申し込みが必要です。

基本月単価	30分あたり 2,500円
-------	---------------

※多子減免はありません。

※補食の提供はありません。

6. お支払方法

① 口座振替払（毎月27日に引き落とし）

- ・振替（引落）日が土日祝日の場合は金曜日に引落になります。
- ・口座振替は集金代行会社（リコーリース株式会社）より集金致します。
- ・口座振替の場合、預金通帳表示は「DF. RL ダイコウ」「ミツビシ UFJ ファクター」となります。

※請求書の発行は毎月20日までに行います。

※口座振替は給食主食代、給食副食費、延長保育料、追加教材費などになります。

7. 土曜保育について

土曜保育は入園時に申込みいただいた方のみの利用となります。

勤務証明書にて土曜勤務があることを確認させていただきます。

月1回でも利用の可能性のある方は申し込みお願いいたします。

お仕事以外のご利用はできません（兄弟の行事など）

8. 保育園と保護者の連携について

保育は保護者の方とともに子どもを育てる営みであり、子どもの24時間の生活を視野に入れ保護者の方の気持ちに寄り添いながら家庭と連携を密にして保育を行います。

連携についてはMIRATZシステム*（以下システム）を使用します。入園後、システムのご案内をしますので、速やかにご登録をお願いいたします。

乳児：	乳児（0～2歳児）につきましては保育園での状況や家庭での状況を相互連絡しあうために連絡帳機能を活用します。日々の記録（体温、排便、食事等）生活の様子を保育園側はもちろんですが、保護者の方も家庭での様子をご記入ください。
幼児：	幼児（3～5歳児）につきましては、日々の様子を活動記録からご覧ください。連絡帳機能は使用しません。
おたより発行	月に1回、園だより・クラスだより・保健だより・給食だよりを作成し、月の行事や共通連絡事項などもお知らせします。玄関掲示・MIRATZシステムにて配信いたします。

9、賠償責任保険の加入状況について

- 不慮の事故が発生した場合には、下記の保険の範囲内で対応させて頂きます。

保険の種類	スポーツ振興センターに加入しております。 あいおい同和損保 幼稚園・保育園賠償責任保険 対人 1名1000万円 1事故5000万円 1事故対物100万円
対象(内容)	保育所の管理下における児童等の災害(負傷・疾病・障害等)に対して 災害給付金(医療費等)を行う

お子様の病気・ケガなどの対応について

【お子さまの病気・けがへの対応】

- 発熱・下痢・嘔吐などの症状やケガ(程度の軽いものを除きます)が発生した場合には、園で応急処置を行った上で保護者にご連絡をしますので、すみやかにお子さまのお迎えをお願いいたします。なお、保護者の方と相談の上、または園の判断で病院の診断・治療を受ける場合があります。

【ミラツツ川口保育園嘱託医】

ミラツツ川口保育園 医療法人 永健会 仁愛医院
<住所> 川口市川口3-2-1-102
<電話> 048-251-5501

ミラツツ川口保育園 歯科医 かめだ歯科医院

<住所> 川口市川口4丁目2-41
<電話> 048-258-8555

- 既往症・持病のあるお子様については、主治医と連絡をとり、処置をお願いすることもありますので、連絡先を保育士にお伝えください。
- 医療過誤、搬送中の事故の他、園側に過失なき事情による事故については責任を負いかねます。

身体測定・健康診断について

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例に規定する定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施しています。

身体測定	月1回実施します。身長・体重の測定結果は、『健康の記録』に記入しますのでご確認下さい。
健康診断	年2回実施します。(定期2回) 診断結果については、『健康の記録』に記入させて頂きます。
歯科検診	年1回実施いたします。

感染症対策について

感染症に関しては厚生労働省が示しております保育所における感染症ガイドラインを参照に
対策を行っております。感染症が園内や家庭に拡大しないように集団生活を安全に行えるように
ご配慮をお願いいたします。

感染症疾患一覧表

病名	潜伏期間	主な症状	予防接種
インフルエンザ	1~4日	急な発熱、頭・のど・関節の痛み、鼻水が増え咳がひどくなる。	有
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	16~18日	耳の下の腫れと痛み。	有
水痘（みずぼうそう）	14~16日	身体に赤いポツポツができる、やがて水ぼうになり、かさぶたになる。	有
感染性胃腸炎	ロタ：1~3日 ノロ：12~48H	嘔吐、白っぽい水のような下痢がひどくなる。発熱・腹痛。	ロタ有
溶連菌感染症	2~5日	発熱、のどが赤く腫れる。やがて細かい発疹が全身にできる。腎炎になることがある。	
麻疹（はしか）	8~12日	目やに、涙目、咳、高熱とともに全身に発疹ができる。	有
風疹（3日はしか）	16~18日	発熱、身体にあわ粒大のうすい発疹ができる。	有
手足口病	3~6日	手足と口の中に赤いポツポツができる。	
伝染性紅斑（りんご病）	4~14日	両頬が赤い、手の甲側の腕が赤い。	
マイコプラズマ肺炎	2~3週間	しつこい咳（乾いたような咳）、高熱がつづく。	
ヘルパンギーナ	3~6日	突然の高熱、のどに水疱ができて痛い。	
咽頭結膜熱（プール熱）	2~14日	発熱、目が赤い、のどが赤く腫れる。	
流行性角結膜炎（はやり目）	2~14日	涙目、目の充血、うみのような目やにが多くなる。	
急性出血性結膜炎	1~3日	目の充血、白目に出血がある。	
病原性大腸菌感染症 (腸管出血性大腸菌感染症)	3~4日	激しい腹痛、下痢、嘔吐、血便。	
百日咳	7~10日	特有な咳（コン、コン、コンコンヒュー）がだんだんひどくなる。夜中は特にひどくなる。	有
A型肝炎	15~50日	発熱、だるい、嘔吐、下痢。	
結核	2年以内特に6ヶ月以内が多い	発熱、長く続く咳、痰。	有
伝染性膿痂疹 (とびひ)	2~10日	あせも、虫さされの搔き壊しからジュクジュク汁ができる。化膿した皮膚が次々と増える。	
突発性発疹	約10日間	突然の高熱、生後初めての発熱が多い。熱がさがるとともに全身に発疹ができる。	
帯状疱疹	不定	神経にそった皮膚に痛み、かゆみを伴う丘疹	
RSウイルス感染症	4~6日	発熱、せき、鼻水などかぜのような症状だが、乳児期早期では気管支炎・肺炎で入院が必要となることがある。	

1. 「感染症など登園届」について

保育所は乳幼児が集団で長時間と共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで一人一人の子どもが快適に生活できるよう登園の目安を参考にかかりつけ医の診断に従い登園届を記入の上、完治後の登園の際に提出してください。医師の診断、目安の他、通常の元気な様子と合わせ完治されたことを判断の上無理のないように登園してください。
咳や鼻水症状、水泡が残っている、など際は他のお子さんに感染の可能性が高いため登園はできるだけお控えください。

* 下記の感染症に感染した場合は登園届を提出していただきます。

感染症名	登園のめやす
インフルエンザ	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、解熱したあと3日を経過してから
百日咳	特有の咳がなくなるまで
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過してから
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺のはれが消失し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹（三日ばしか）	発疹が消えてから
水痘（水ぼうそう）	全ての発疹がかさぶたになってから
咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状がなくなった後、2日を経過してから
流行性角膜炎・結膜炎	園医その他の医師において感染のおそれがないと認められてから
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められてから
帯状疱瘡	すべての発しが痂皮化してから
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
突発性発しん	解熱してから1日経過し、機嫌が良く全身状態が良いこと
手足口病	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	全身状態が良いこと
ヒトメタニウモウイルス 感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと

※ 結核、腸管出血性大腸菌感染症、流行性嘔吐下痢症（O-157,O-26,O-111等）、髄膜炎菌性髄膜炎と診断された場合は、直ちに園へ連絡をお願いいたします。登園につきましては園医その他の医師において感染のおそれがないと認められてからとなります。

感染症など登園届

ミラツツ川口保育園 園長 宛

組 園児名

(病 名) と診断を受け

令和 年 月 日 受診 (医療機関)

において病状回復後、集団生活に支障がないと診断されましたので登園します。

令和 年 月 日

保護者 印

*保護者の皆様へ

保育所は乳幼児が集団で長時間と共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぎ、一人ひとりの子どもが一日を快適に生活できるようご協力を願いいたします。別紙の登園の目安を参考にかかりつけ医の診断に従い、登園届を記入の上登園の際に提出してください。

お子様の回復状態が保育園での集団生活に適応できる状態に回復してからの登園をお願いいたします。

2. 二次感染予防について

下痢便・嘔吐物のついた衣類は、二次感染予防のため洗浄せずそのままお返し致しますので、ご了承ください。

<汚物がついたリネン類の洗濯・消毒>

汚物の除去



①汚物のついたリネン類を取り扱う時は、必ず使い捨てのビニール手袋を着用し汚物が直接皮膚に触れないように防護して下さい。

②汚物がついたリネン類は専用のビニール袋等に入れ、周囲を汚染しないように十分注意して下さい。

消毒



③汚物を十分に落とした後、塩素系消毒液（0.02%次亜塩素酸ナトリウム）に30～60分間浸すか、85℃で1分間以上になるように熱湯消毒して下さい。

洗濯

④消毒後、他のものと分けて最後に洗濯して下さい。

※他児の嘔吐物がかかった場合においても、二次感染予防の観点より洗浄せずそのままお返しいたします。何卒ご理解ご了承をお願い致します。

保育園での与薬について

医療機関ではないため、原則として与薬は保育園では行いません。

そのため与薬が必要な場合は登園前、または帰宅後にご家庭で与薬していただきます。

主治医の診察を受ける際は、お子さまが保育園に通っており、保育園では「原則として与薬を行っていない」ことをお伝えいただくとともに、朝夕2回、または朝・夕・寝る前の処方となるよう配慮していただくように依頼をお願いいたします。

しかし、アレルギーのお子様など持病をお持ちのお子様の与薬に関して、医師の指示書の確認できる方は例外といたします。ご相談ください。

また熱性けいれんを起こされたことがあるお子様で医師の指示でダイアップを常備する必要のあるときも必ず園へお申し出ください。

塗り薬について

医療機関で保育園での塗布の指示が出たもののみ対応させていただきます。

医師の塗布指示により園での塗布が必要な際は対応いたします。市販薬はお預かりいたしません。与薬依頼書と薬の成分や塗布に関する説明書のコピーをお持ちください。毎日お持ちいただき必ず職員に手渡しをお願いいたします。手渡しがなくカバンに入っていた際にも対応はできませんのでお忘れのないようにお渡しください。塗布期間は1週間とさせていただき症状が改善されないときには再度与薬依頼書を更新してください。継続的に使用が必要な方はご相談ください。

ホクナリンテープについて

登園児の使用は剥がれて乳児が誤って口に入れて事故に繋がることがありますので登園時のご使用はお避け下さい。やむを得ず使用の際は朝の受け入れ職員に口頭にてお知らせください。ご協力ををお願いいたします。

その他（虫よけ、日焼け止めについて）

虫よけ、日焼け止めのお預かりはいたしません。ご家庭にて使用し登園をお願いいたします。

虫よけパッチ、刺された後のパッチなどはホクナリンテープ同様誤飲の危険があるためご使用をお避け下さい。ご協力ををお願いいたします。

*園にて虫に刺され腫れた際、虫刺されなどの医薬品は使用せず水洗い、消毒を行い保冷剤で冷やすなどの処置をいたします。肌の弱いお子さんなど虫刺されにより肌が荒れるなど特別な場合は医療機関にご相談の上、与薬依頼書と共にお薬をお持ちください。

災害時に備えて

1. 家庭で確認しておきたいこと

- 普段から家庭の皆さんで、災害時の備えについて話し合っておきましょう。
- 地域の一時集合場所を覚えておきましょう。
- 災害発生時や警戒宣言発令時に備え、園児を迎える人を決めておきましょう。

2. 災害時・特別警報発令時の対応

- ① 災害時・特別警報等がだされると、テレビ・ラジオで放送されるとともに、市の防災無線でも広報されます。
- ② 災害時・特別警報等が解除され安全が確保されるまでは、保育園は臨時休園になる場合もあります。
- ③ 災害時の連絡手段として、ミラツツシステム・一斉メール・伝言ダイヤル（171）で行います。
- ④ 電話でのお問い合わせは避けてください。
- ⑤ 保護者の皆様は、速やかに園児をお迎えに来てください。
- ⑥ お迎えは必ず「緊急連絡カード・入園申込書」に記載されている方にお願いいたします。
- ⑦ 園児はお迎えがあるまで保育園で保護します。
- ⑧ 状況に応じて下記の避難場所に避難する場合があります。その際は園入口への張り紙・ミラツツシステム・伝言ダイヤル（171）でお知らせします。

3. 保育園での対策・非常災害時の対策

消防計画作成（変更）届出書	防火管理者：朝日美栄
避難訓練	火災及び地震を想定した避難訓練（月1回）・引渡し訓練（年1回）と他に防犯訓練を実施します。
防災設備	自動火災探知器・煙感知器・誘導灯・消火器・消火栓
避難場所	第一避難場所 仙太郎第1公園 第二避難場所 川口市立飯仲小学校
消防署	【管轄消防署】川口横曽根分署 048-251-3300
警察署	【管轄警察署】川口警察署 048-353-0110

災害時の連絡手段について

MIRATZ システム

システム内の「お知らせ」をご確認ください。

災害用伝言ダイヤル171

1、災害時の連絡手段

音声による伝言板で、固定電話や携帯電話、スマートフォンで確認が可能です。

2、サービスについて

NTTが災害発生時に提供するサービスです。

3、利用方法

ガイダンスが流れるので、その指示に従って行います。

- ①「171」をダイヤル
- ②＜再生＞を番号で選択入力
 ＜再生＞→「2」
- ③伝言の登録元（保育園）の電話番号を市外局番から入力 「048-299-7107」
- ④「1」の後に「#」を入力
- ⑤新しい伝言から流れる

4、利用上の制限について

上記サービスの実際の利用にあたっては、保育園からの発信のみとさせていただきます。

給食について

食育を推進する当園は、安全な食材を使用し、園内調理室にて調理した手作り給食を提供します。

1. 保育園の給食栄養について

★一日の栄養割合 0、1、2歳児

区分	家庭			保育園		家庭
	朝食	おやつ	昼食	おやつ	夕食	
割合	25%		50%		25%	

★一日の栄養割合 3、4、5歳児

区分	家庭			保育園		家庭
	朝食			昼食	おやつ	夕食
割合	20~25%		45%~50%		20~25%	

2. 献立表について

- ・献立表は、毎月配布します。未摂取食材（調味料含む）がある場合は、ご家庭で2回以上お試しください。
- ・都合により、献立を変更する場合がありますので、ご了承ください。
- ・季節の食材を摂り入れ、バランスのよい献立を心掛けています。
- ・咀嚼力向上のために噛みごたえのある昆布や小魚のおかしや、乳幼児期に見合った煎餅など、市販のおやつの提供もあります。

3. 衛生面について

- ・調理関係者及び保育職員全員が、毎月腸内細菌検査を行って衛生管理に心掛けています。

4. 園の離乳食について

- ・0歳児は個々の成長によって栄養量を考慮して行っています。
- ・献立表に未摂取食材がないか確認し、必ず園で提供される日まで2回以上試していただき健康上問題がないか確認してください。
何かしらの反応が出た際は園まで必ずご報告ください。
体調により反応も変化するようなので数日後に再度試すまたは医師に相談するなどしていただきますようお願いいたします。安全な食の提供の為、ご協力お願いいたします。
- ・入園時から中期・後期期・完了期・幼児食に合わせて家庭と相談しながら進めています。

食物アレルギー児への対応について

食物アレルギーの給食対応は、園が指定する書類の内容（生活管理指導表）に基づき提供することを原則とします。書類がそろわない場合は給食の提供が開始出来ない場合があります。

入園受付時

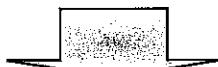
アレルギーの有無確認



病院に受診（保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表）を記入してもらう



「生活管理指導表」を保育園へ提出



「生活管理指導表」チェック済みの「献立表」に従いアレルギー食材の除去を行う
前月、担当保育士・栄養士（看護師）が保護者と連携を取り確認し提供する

毎月

保育園 → 保護者へ

次月の献立表の内容を確認依頼
※献立表の確認をして頂き再度提出して頂きます

6か月ごと

保護者 ← → 保育園

除去の見直し確認。（受診が必須ではありません）

◆保育園では、医師の意見書に従った除去食となります。成長・発達の著しい乳幼児は、食べられる食品の中から、必要な栄養量を取ることが大切です。また、日常生活も見直しながら、身体の免疫力を上げ、アレルゲン食品もたべられるようにしていくことも大切です。医師の指示に基づいて、少量ずつ摂取して慣らす場合は、ご家庭にてお願い致します。

◆アレルギー除去食を解除する場合は、主治医から解除の診断を頂いたうえで「除去食変更（解除）継続申請書」をご提出下さい。指定の書類が提出された翌日から実施となります。

◆除去継続の場合→半年に1回は除去状況の確認をさせていただきます。その際に解除になる場合は病院受診。年度が変わる前の3月に1度病院受診をして医師の指示書を頂いてください。

除去食	原因となる食物を除いた給食やおやつを提供します。
代替食	アレルギーの程度により原因となる食材を除き、代わりとなる食物を補った提供をすることもあります。
弁当持参	給食調理が困難な場合はご家庭より持参をお願いすることがあります。必要な方に別途お願いをお伝えします。

ご意見・苦情・相談について

要望苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。保育内容や子育てに関するご相談、苦情・ご意見等がありましたらお気軽にご連絡ください。

受付方法	面接、電話、文書、メールなどの方法により、相談・苦情を受け付けています。
------	--------------------------------------

相談・苦情受付担当者	氏名 安田美穂 (役職:主任)	TEL : 048 - 299 - 7107
相談・苦情解決責任者	氏名 朝日美栄 (役職:施設長)	FAX : 048 - 299 - 7151
相談・第三者委員	保育所ちびっこランド 飯塚園	(施設長 飯塚弥生) TEL : 048-291-9863
受付方法	面接・文書・電話などの方法で相談・苦情を受け付けます。	

*第三者委員は玄関に掲示いたします。

*園へのご意見、問い合わせ等には誠意をもって解決対応していきたいと思っております。

どんな些細なこともその都度お話しいただき話し合いなどの場を持ちご理解をいただきながら保護者様と信頼関係を築いていけたらと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。